令和５年度

東大和市地域福祉審議会会議録

第１回　地域福祉部会

東　大　和　市　地　域　福　祉　部

○Ａ部会長　それでは、次に、次第の２の議事に移ります。

議事（１）「第６次東大和市地域福祉計画　令和４年度実施状況報告書（案）」についてでございます。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　それでは、事務局福祉推進課、遠藤からご説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

事前に配付しています資料１「第６次東大和市地域福祉計画　令和４年度実施状況報告書（案）」をお手元にご用意ください。

また、お持ちいただいている第６次地域福祉計画の冊子のご用意もお願いいたします。

ここでご報告いたしますのは、第６次地域福祉計画の令和４年度の実施状況につきましての報告でございます。

まず、計画の概略と各課の取組を簡単にご説明させていただきます。

計画の冊子の３１ページをお開きください。

こちらは、第６次地域福祉計画体系図が掲載されております。この中で、１から５までの基本目標が掲載されております。実施状況報告でご審議いただくのは、基本目標２から５の項目となります。基本目標１の地域共生社会を目指す子ども・子育て、保健・福祉施策の推進に関しましては、本地域福祉部会では審議せず、それぞれの法に基づく市長の附属機関にて審議するものとしています。

次に、３４ページをお開きください。

こちらのページ以降では、基本目標における取組報告を具体的に掲げており、これらの取組報告につきまして、関連する各課がそれぞれの主な取組状況を検証し、令和４年度の実施状況につきまして評価を行い、評価の理由を示したものが、事前にお配りさせていただいていた資料１の「第６次東大和市地域福祉計画　令和４年度実施状況調査表」でございます。

まず、３４ページから３８ページまでが、基本目標２、包括的支援体制の推進に関する取組でございます。

次に、３９ページから４０ページまでが、基本目標３、地域活動への住民参画の促進に関する取組でございます。

次に、４１ページから４２ページまでが、基本目標４、福祉の環境づくりの推進に関する取組でございます。

次に、４３ページから４４ページまでが、基本目標５、福祉のまちづくりの推進に関する取組でございます。

最後に、冊子の５６ページから５８ページまでにある第５章、成年後見制度の更なる利用促進の中にあります基本目標１、成年後見制度利用支援体制の充実、基本目標２の地域における権利擁護の担い手支援、基本目標３、権利擁護にかかる地域連携ネットワークづ

くりに関する取組でございます。

これらが今回ご審議いただく内容でございます。

次に、これら取組について、実施状況を記載したものが、資料１の「第６次東大和市地域福祉計画　令和４年度実施状況報告書（案）」でございます。

１ページの「第６次地域福祉計画　令和４年度実施状況の報告」をお開きください。

１、第６次東大和市地域福祉計画について、計画期間は令和３年度から令和８年度となります。地域福祉の推進を目指して、平成６年度から地域福祉計画を５次にわたり策定・推進してきました。現在、令和３年度から８年度までの６年間を計画期間とする第６次東大和市地域福祉計画を策定しております。

本計画は、総合計画の基本構想及び基本計画に基づき策定しています。また、平成２９年の社会福祉法の改正に基づき、子ども・子育て及び保健・福祉の分野別計画の上位計画として、また連携を図るための計画に位置づけ、他の分野の計画と整合性を図りながら推進するものでございます。

次に、２、計画の進行管理について、計画に沿った施策の推進を図るとともに、各年度の事業の実績・進捗について、東大和市地域福祉審議会に報告し意見を聞き、計画の進行管理や評価を適正に行います。

次に、３、計画の評価について、評価の数字の説明でございますが、この地域福祉計画は、令和３年度から８年度までを計画期間としていることから、令和８年度を目標の達成期間としています。

評価の指標として、評価結果につきましては、令和４年度実施状況について、評価３は順調、評価２はおおむね順調、評価１は着手、評価ゼロは未着手としております。

それでは、具体的にご報告いたします。

２ページをご覧ください。こちらの合計欄をご覧ください。

事業数に対しまして、評価数が多くなってございますが、これは一つの事業につきまして、複数の課がそれぞれ関連する事業を行っていることによるものでございます。

評価の内訳でございますが、全体で評価３が２８事業、３１％、評価２が５２事業、５８％となっております。

第５章、基本目標２、地域における権利擁護の担い手支援以外の項目について、評価２以上があることから、令和８年度の目標に向け、ほぼ全体として順調に進んでいることを示すことができます。

今回、特に特記する事項といたしまして、評価ゼロの項目についてご説明をさせていただきます。

調査表の１０ページをお開きください。

５の（１）④、下から１行目になります学校施設のバリアフリー化でございますが、令和４年度は、バリアフリー化を行う事業そのものがなかったため、教育総務課で評価ゼロ

となっております。

「第６次東大和市地域福祉計画　令和４年度実施状況報告書（案）」につきましては、以上でございます。

○Ａ部会長　説明が終わりました。

議事の（１）「第６次東大和市地域福祉計画　令和４年度実施状況報告書（案）」について、皆さんからご意見、ご質問を伺いたいと思います。ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

一応これをもって、地域福祉審議会のほうに提案をというようなことになりますので、ぜひご質問、ご意見をいただいて、よいものにして提出をということでお願いしたいと思います。ご質問、ご意見等をお願いいたします。

いかがでしょうか。

Ｂ委員、お願いいたします。

○Ｂ委員　Ｂです。

ちょっと、関連するのがあちこち飛ぶようになっているんですが、２ページに⑦介護、障害、子どもの云々というのがありまして、福祉推進課の担当で評価１、情報収集を行うにとどまったため評価１、後のほうを全体的に見ると、この低い評価でとどまった、何々にとどまったのか、何々しかできなかったのかというようなことで、評価１にされているんだろうと思うんですが、例えば、それに関連して、４ページの上のほうに、①マンパワーの養成云々と、必要な情報収集を行ったため評価１、それがちょっと、てにをはを捉えて言うようで恐縮ですが、ここでは必要な情報収集を行ったけれども評価１だった。さっきのところは、情報を行うにとどまったので評価１、４ページのほうも、しょせんは情報収集を行うにとどまったのと、何か同じことを言っているんじゃないかなと。何か微妙に、例えば２ページは、単に情報収集を行ったにすぎないけれども、こっちは情報収集を行えた。この辺のニュアンスが、仮に必要な情報収集を行ったためというなら、同じ情報収集でも違うとするならば、４ページのほうは評価２になってもいいような気もしますし、どうもこの辺の整合性がないんではないか。

それに関連して、同じ４ページの下のほうに、防犯パトロール、安全安心情報送信サービス、ここは、地域の子どもの見守り云々に寄与できたので評価２だと。その下も、支援に努めたとか募集に取り組んだということで評価２。単純に形式的に比較が難しいというようなことであれば、必要な収集を行っても評価１だし、情報収集を行うにとどまっても評価１、そこが、単に表現の違いで大した違いではないというご意見もあるかもしれませんが、もう少し違ってもいいんじゃないか。

質問は、３ページの一番上に社会福祉協議会と協力し云々というのがありまして、ここは令和３年度、サロン３４か所、延べ５，６４９名の参加があった、令和４年度、サロン３７か所、延べ７，９３３名の参加があった、評価２になっているんですが、ここの数字

が出てきている項目を見ると、サロンが３か所増えて、延べ人数の参加も増えているとすれば、ここは逆に評価３でもいいんじゃないかというふうに思います。

それから、また４ページにいきますが、４ページの下２つに、さっき防犯パトロール、安全安心情報サービスで、防災安全課、教育総務課の下２つですね。地域の子どもの見守り、不審者情報の提供に寄与できたとあって、評価２になっているんですが、寄与できたというふうに評価するんであれば、もともと令和８年度の達成目標が、地域で子どもの定期的な見守り、不審者情報の提供を行うということで目標があるんであれば、ここも評価２じゃなくて、評価３になるんじゃないかと。

その下のボランティア保険の加入により、それから市報、ホームページでの云々というのも、右側の令和８年度の達成目標と比べると、２ではなくて３であってもいいんじゃないかというふうに思いました。

○Ａ部会長　Ｂ委員、１回ここで、よろしいですか。いっぱい出るとちょっと分かりにくくなるので、確認をしたいと思います。

今、取りあえず４つ質問が出ているというふうに受け止めました。

まず１つ目が、２ページを代表されますが、２ページの上から２つ目の四角、評価１という評価になっていますが、評価の理由が情報収集、このように、とどまったためという、こういう表現のため、評価１というのは分かる気がすると。それに対して、４ページのほう、こちらの一番上の枠も評価１というのがついていますが、こちらは必要な情報収集を行ったということで、ちょっとその表現が違うので、同じ評価１なのかというような質問ということでよろしいでしょうか。

○Ｂ委員　はい、そうです。

○Ａ部会長　まずこれについて、事務局のほうからお願いいたします。

○事務局　福祉推進課長の山田と申します。ご質問ありがとうございます。

まず、必要な情報収集をしたということと情報収集をするにとどまったというところが、評価が違ってもいいのではないかというご質問だと思います。

ちょっと厳しめな評価をしまして、要は、こちらとしてはゼロ、１、２、３のうちの、いずれも着手という形にしたというところでございます。委員のご指摘は、必要な情報収集したのだから、おおむね順調という評価でよろしいんじゃないかということですね。一応、こちらとしては厳しめに、両方とも着手という観点で評価をしたというところでございます。

ですが、委員さんのご指摘もありますので、もう一度事務局で預かりまして、こちらのほうを検討したいというふうに思います。ありがとうございます。

○Ａ部会長　答えがありました。評価自体の１というのは、妥当な評価だということかと思います。表現の仕方を少し工夫させてくださいということで、ご理解いただければと思います。

続いて、２つ目の質問、３ページをご覧ください。

３ページの一番上のところ、令和４年度の実施状況、右のほうに令和３年度の実施状況がありますが、これと比較して、サロンも増えているし、参加者も増えているというところからいうと、評価２というよりも、もう少し高くしていいんじゃないかというようなご質問かと思います。こちら、お答えお願いいたします。

○事務局　福祉推進課の山田です。ありがとうございます。

この２つの項目、いずれも３でよいのではないかといったご指摘でございます。

実は、評価した課が当課とはまた違う担当部署でございますので、そこのところ、再度確認の上、もう一度、今委員ご指摘のことをその課に投げかけた上で、最終的な結論を出したいというふうに思います。ありがとうございます。

○Ａ部会長　福祉推進課になっています。３ページの一番上の四角。

○事務局　こちらは福祉推進課ですね、すみません。こちらは当課のものでございました。

２とつけたのは、いずれもおおむね順調というところで、それが３でよいのではないかというところなんですけれども、ちょっとこちらも厳しめな評価をしたところでございます。もう一度確認の上、再度評価をつけたいというふうに思います。ありがとうございました。

○Ａ部会長　じゃ、こちらについては見直しをされるということで、ご理解いただければと思います。

それから、３つ目、４つ目の質問が、やはり４ページですね、こちらをご覧いただいて、一番下のほうの枠になりますかね。③防犯パトロール、安全安心情報送信サービスというところの、まず１つ目の防災安全課のほうですね。地域の子どもの見守り、不審者情報の提供に寄与できたという表現にされていると。これに対して、２という評価は低いんではないかというようなご質問だったと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○事務局　先ほど、ちょっとすみません、私、こちらのほうの答えをしてしまったんですけれども、防災安全課のほうに再度確認の上、最終的な評価を決めたいと思います。

○Ａ部会長　こちらは課が違うということで、そちらの課に確認をするということですね。

４つ目の質問が、そのすぐ下、教育総務課のほう、やはり評価２ということ、これは、ボランティア保険の加入等により安心して活動が行えるよう支援に努めたと。市報及びホームページでの周知、募集に取り組んだということで、やはり評価２では低いんではないかというようなご質問だったと思います。事務局、お願いいたします。

○事務局　こちらにつきましても、同じ答えになって申し訳ないんですけれども、再度、教育総務課のほうにもう一度、委員のご質問を投げかけた上で、最終的な結論を出させていただきます。

○Ａ部会長　こちらも、ほかの課に確認をするということで、ご了承お願いいたします。

それでは、Ｂ委員、続きの質問があればお願いします。

○Ｂ委員　私としては、甘め、厳しめの評価云々という趣旨ではなく、令和８年度の達成目標に対して到達しているかどうかということを、所管課なり福祉推進課なりで合理的に判定してもらえればと思ったもので。

あと、具体的にどの項目がどうということよりも、全般的なお願いになるのかな。成年後見制度については、国の旗振りもあって、この期間の福祉計画でも特別に章立てして、注力したいということになっているんですが、例えば、基本目標１の③で情報収集にとどまったとか、それから、１２ページの下から２つ目、情報収集にとどまって評価１、次の、１３ページの一番上、近隣市の情報収集にとどまって１、情報収集にとどまっているから１なんだという、それはそれでいいんですが、それから、基本目標２の①、②とも評価１、それから、そのページ一番下も、視察にとどまったので評価１、単に情報収集とかにとどまったので評価１という項目があるんですけれども、重点項目に挙がっている以上、もうちょっと何か、全体的に進捗していてもいいんじゃないかなというような気がします。

情報収集にとどまったとか、近隣市に行ったとか、確か立川社協だと、具体的に法人後見で、社協の職員と市民ボランティアがペアになって行っているとか、最近の状況は知らないんですけれども、そういうこともやっぱりもう少し、情報収集から一歩踏み出してやられてもいいんじゃないかと。これは令和４年度ですから、５年度になって、かなり具体化してやっていますということかもしれませんけれども、成年後見制度を重点項目とするんであれば、全体的にもう少し進んでいてもいいんじゃないかと。

ただし、私としては、当市はしょせん人口８万幾らですし、立川のように人口規模も多い、それから、裁判所が近くにあるから域内に弁護士もたくさんいる、いろんな意味で法曹とも連絡がつけやすいとか、そういう環境の整備が進んでいるということ、東大和市とか、仮に成年後見制度を利用したいという人がいても、近くに住んでいる人の後見を受けるのは嫌だという人もいるというような話も聞いたことがありますし、そうすると、小さい単体の市でやっていくというのはなかなか難しいというような見方も、これ私が調査して調べたわけじゃないんですが、やはりあるとすると、市単独じゃなくて、立川市と一緒になってやるとかいうようなこともあってもいい。

とすると、市単体、ごみの処理で小平と武蔵村山と東大和でやっているように、ほかの市と連携して、むしろほかの市の人材がいるんであれば、そっちへ来てもらうというような、そういう方向性もあってもいいんじゃないかというふうに考えていまして、どっちにしても、市単体でやるにしても、いろんな広域的な連合を考える人も、ここに出ている表現からすると、制度の利用促進について、もう少し、本当に促進があってもいいんじゃないかというふうに思っております。これは、ほかの委員の意見もあるかもしれませんが。

○Ａ部会長　よろしいですか。

ちょっと、じゃ確認させていただきますが、今、Ｂ委員、立川のほうの法人後見とかという表現がありましたけれども、これはここから読み取ったわけではなくて、ご自身で勉

強されたということですか。

○Ｂ委員　ええ、何か大きい市は割とやっていると。

○Ａ部会長　おっしゃるとおり、そうですね。立川市では法人後見、立川市の社会福祉協議会では法人後見という仕組みを持っていまして、社会福祉協議会自体が後見人になるというそんな仕組みがあるということで、やられているという情報提供かと思います。

そうですね。今ちょっと質問、幾つか、２つに区切れるかなというところで確認なんですが、私もその質問をしたいなと思っていたんですが、２ページをご覧いただいてよろしいですか、資料２ページ。

恐らくＢ委員の言われていることと同じことになるのかなと思うんですが、こちらの集計表を見ていきますと、評価３、評価２、評価１ということで数字が入っていますが、上の４章、基本目標２、３、４、５とありますが、これは大体評価３、評価２が多いという状況になっていますが、５章、今出ました成年後見で、そちらに絡む部分ですね。こちらについては、確かに見ると評価３が１つ、評価２が３と１で４つ、評価１が４、５個ということで、ほかと比べても、ここが全体的に低くなっているということが言えると思います。

その上で、ページのほう戻りまして、５章のところを見ていただければと思いますが、１２ページの後半から第５章、成年後見制度の更なる利用促進ということで、こちらに具体的なものがありますが、やはりこちらで見ても、評価１が多いのかなというふうに捉えるところでございます。

重点項目に挙げている割には評価が低いという状況になっているということを懸念されているのかと思いますが、このあたりについて、事務局のほうでお願いいたします。

○事務局　福祉推進課の山田と申します。ご質問ありがとうございます。

成年後見について少しご説明申し上げます。

地域福祉計画にも入っているように、成年後見については、地域連携ネットワークの中核機関をつくるということと、法人後見、それと市民後見、これらについて、次期福祉計画では進行していくというふうな内容でございます。

それで、当課といたしましては、まず３年間の実施計画というのにいつも計上するように、その３つについては要望してまいりました。私が着任してからも、ずっと実施計画に計上して、財政当局や企画サイドに申し込んでまいりました。ただし、そこでいつも採用がされないというのが一つあります。

それで、さらに、予算の段階でも、そういう財政部門のところに予算措置として、いつも要望してまいりましたが、当市の財政状況を鑑みて、なかなかその３つの予算措置がなされないというような今現状であります。

したがいまして、社会福祉協議会と連携いたしまして、清瀬市や、実際中核機関を進行している、そういうところは、どのような形で運用されているのかというところを学習し

てまいりました。

それで、今委員さんがおっしゃるように、中核機関のつくり方として、一つ、市で単独でつくるというパターンと、市と社協と連携してつくるというパターン、それから社協に委託するパターン、それからあと、さらには、Ｂ委員がおっしゃったように、複数の市で連合して中核機関をつくっていくという、そういうパターンが示されておるんです。そのいろいろなパターンを、いろんな学習を深めまして、今ある最善の行動を取りたいと思って、こちらとしても模索してきているところではあります。

ただし、いかんせん財政状況で、なかなか先立つものがないと、実際に中核機関をつくるにしても、その担当者なり、そういった方たちを養成したりすることも難しいと。さらに、市民後見にしても、非常にいろんな講習を受けた上で進めていかなければならない、いろんな課題はございます。

実際、今後、超高齢社会になってまいりまして、認知症の方も増えてくるので、当市といたしましては、かなり喫緊の課題になってくるんだというところの認識はありますので、ここでもうあと、計画期間も残り少なくなってきたので、予算要望を引き続き行っていくとともに、いろんな組織とか別の観点からも進行管理を前に進めるように、私どもとしても考えていきたいなというふうに思っております。

すみません、今までちょっと進行が進まなかったのは、大変申し訳ないんですけれども、何とかあと、次の年度で前に一歩でも二歩でも進めるように努力してまいりたいというふうに思います。ちょっとすみません、長くなって申し訳ございません。

以上です。

○Ａ部会長　Ｂ委員、よろしいでしょうか。

ちょっと補足させていただきますと、今、いろいろなことが書いてありますが、成年後見制度を含めた、それを進めていこうという中に３つ大きなポイントがあるという話で、それは中核機関などというものを設置する。これ、実は具体的に、社会福祉協議会が今、推進機関という名前で成年後見の制度の推進を図っているわけなんですが、この推進機関を中核機関に、ある意味格上げしようというのが大きなポイントだと思います。推進機関に比べて中核機関のほうが、いろいろやらなければいけないこともありますということで、ここに計画されていると。

それから、もう一つのポイントとして、法人後見、これやはり、今社会福祉協議会でやっている推進機関、これを今言った中核機関に格上げして、その上で、そこが法人後見ができるように、要するに法人として後見人を見るということですね。後見人というと、普通個人で後見人になるわけなんですが、法人として後見、要するにいろんな人が関われるということで、穴が開かないような、そういったことも含めて法人後見、これを社会福祉協議会でやっていただこうというのがポイント。

そして、もう一つが、市民後見人というワードがありましたが、これは市民後見人を養

成するということですね。現状、東大和市に、市民後見人は今いないという状況ですので、東大和市に市民後見人を育てようと、その講座を行おうというのが、一つのポイントになろうかというふうに思います。

いずれにしても、この３つの事業のどれをやるにしても、財源がなければできないという中で、現状市のほうで、その財源をつけることができていないというのが、計画が進捗していない、あるいは大きな原因になっているという、そんな回答だったのかなというふうに思いました。ちょっと補足して説明させていただきました。

それから、今、答え少し入りましたけれども、Ｂ委員のほうから、東大和市単独で考えるのではなくて他市と連携してやる方法、特に市民後見人の養成なんかを、他市と連携してやられる場合が多いと聞いておりますが、他市との連携ということに関して、東大和市はいかがかというのを、もしよろしければ、事務局のほうからご紹介いただければと思います。

○事務局　他市との連携という観点では、実際他市から、そういういろんな声かけ等もありまして、連携して学習していくというところは少しずつ進めてはいるところなんですけれども、いかんせん、そこで完全に連携して行っていくというところまでは、まだそういった意思決定みたいなのは、やっぱりいろんな主導権もありますので、そういうところも鑑みながら、課題とかも含めて研究してまいりたいと考えています。

すみません、以上です。

○Ａ部会長　ありがとうございます。

そうですね、財源的なことも含め、また、先ほどＢ委員のお話もありましたとおり、規模の小さな自治体とすれば、１自治体でやるよりは複数の自治体でやったほうが効果的ではないかという、介護保険なんかもそういうだと思いますが、東京でそのようなことで、現にこの間、東村山でも小平さんと協力しているなんていう情報もありましたけれども、とはいえ、連携してやろうとすると、例えば市民後見人の要請を武蔵村山とやりましょうといったときに、どっちの市が会場でやりますかというところでいうと、武蔵村山でやったら東大和の人がなかなか行きにくいとか、やっぱりその問題もございますので、なかなか簡単にはいかないものなのかなとは思いますが、ただ、それをこまねいていては多分進まないということでしょうから、その辺も含めて、検討が必要なのかなという状況であるというふうに私も理解させていただきました。ありがとうございます。

Ｂ委員、よろしいでしょうか。

ほかの委員も含めて、いかがでしょう、ご質問、意見があればお願いいたします。

Ｃ委員、お願いいたします。

○Ｃ委員　Ｃです。

成年後見制度、権利擁護のところから、まずご質問というか、今の話の流れから、ちょっとお聞きしたいなと思いまして、今の現状で評価１と理解をさせていただいて、今のお

話いろいろ伺っていると、例えば評価が上がるとすると、東大和市がやるというわけではなくて、市社協が中核機関となって、権利擁護事業を行うようにできたら、評価が上がるという形になるんですかということをちょっとお聞きしたい。要は、しっかり連携できて、やるべきことができたら評価が上がるというような、そんな仕立てになっているのかどうかというのが１点です。

もう一つ、ちょっと大きなところなんですけれども、先ほどＢ委員も細かくお聞きしたところを少し大きく伺いたいのが、コロナで、令和３年度とかその前とかって、いろんなものの回数だったり、参加者数って抑えられぎみだったと思うんですけれども、一方、令和４年度に入って、結構いろんなものが進んだというイメージが、いろいろな地域で見えるんですけれども、そうして見ると、何かあまり変わっていなかったり、逆にちょっと減っていたりとかしているような気もするんですが、そうなったときに、コロナの影響で回数が減っていたとか人数が増えなかったということも、評価の原因というか要因として少し加味しながらも、令和４年度の実数とか回数とか、そういうものを評価に反映させたりとかして、今回評価をしたのかどうかというところ２点、ちょっとお聞きしたいところになります。

○Ａ部会長　ありがとうございます。

確認をいたします。まず１つ目の質問、権利擁護についての評価１というところがありますが、これを上げていくという中でいうと、もちろんこの計画は市の計画なので、市が何らかの形を取れば評価が上がるというのは分かりますが、今やろうとしているのは、社会福祉協議会に委託をしていろいろやると、社会福祉協議会で取り組めば計画の評価も上がるのかというようなご質問でよろしいかなと思います。

それについて、まずは事務局のほう、お願いします。

○事務局　福祉推進課の山田です。ありがとうございます。

まず、今、委員さんのご質問で、社会福祉協議会が取り組めば評価は上がるのかという点についてなんですけれども、もちろんそこは、予算がついて委託できて、そして実現に移せれば、評価はもちろん上がります。ただし、今の財政状況を鑑みると、なかなかつかないという状況もありますので、そうすると、逆に言うと、つかない場合に、じゃどう上げていくかというところの課題になってきますので、もちろんつけば、社協さんに実際、専門員をつけていただいて立ち上げていくということも、もちろん実行できるんですけれども、つかない場合でも、逆に言うと、じゃどうすればそこがいいのかというのも、今、少し考えていかなきゃいけないのかなというところがありますので、つけば上がるというのはもちろんなんですけれども、つかない場合には、逆に言うと、だから、実際に現状いるところで立ち上げながら、予算つくのを待ってコラボしていくみたいな、そういったところも少し模索してかなきゃいけないのかなというふうには、今ちょっと、なかなかないない尽くしの中では、そういうことも少し考えていかなければならないのかなというふう

には今思っている状況でございます。

○Ａ部会長　社会福祉協議会の取組が、いわゆる市の委託事業ですので、市が財源をもって社会福祉協議会に委託できれば、それは評価に値すると。ただ、それだけを考えている状況ではないので、多角的に考えていきたいと。

○事務局　そうですね。

○Ａ部会長　ありがとうございます。よろしいでしょうか。

　それでは、２つ目のほう、コロナでしばらくいろんなものが、回数やら人数の制限などがあって減っていたというのが、令和４年度で、基本的には広がる、回復の傾向が見られるというのが一般的な状況の中で、あまり変わっていない状況というふうに認める中で、評価もその辺のことは加味されているのかと、そういうご質問だったと思います。よろしくお願いします。

○事務局　福祉推進課の山田でございます。ご指摘ありがとうございます。

　実際、コロナで減ったところで、終わった後も同じような事業を必ずしもしているわけではなく、コロナで減ったところの部分は、実際に数は上がらなくても、上がらない中で中身を上げていく、充実していくと、そういった観点もあると思うんです。

　だから、そこで実際減ったら、減ったということが全てではなく、実際その後に、減った中で中身を充実したと、そういったような観点もあるかと思いますので、必ずしも減ったから評価が低いというわけではなく、実際そこで減った中で、そのまま、実際そこを継続して実施したという観点で評価している場合もございます。

　以上です。

○Ｃ委員　恐らくですけれども、今、地域福祉の現状とか今後って、回数とか人数を増やせばいいというロジックでは今、なくなってきていると思うんですね。今、山田課長がおっしゃったように、コロナ禍で、アフターコロナというかどうか分からないですけれども、質をどう上げるかというところにかじを切っていっていると思うんです、適正人数の中で。

　となったときに、人数とか回数とかで評価をしていく限界がちょっと見える可能性もありますし、それでもし審議会とかで何かあれば、コロナという状況から今はこうだという、説明なのか注意書きなのかちょっと分からないですけれども、その辺は地域福祉全体のところで何かしら書いておかないと、結局こういう報告書とか評価って、文字でしか皆さん見ないんで、そこの断り書きというか、そこがあると、よりいいのかなという気がいたしました。

○事務局　ありがとうございます。

　今、先生のご指摘も十分受け止めながら、そういった質の充実、そういったものに努めるというような表記、それについても検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○Ａ部会長　ありがとうございます。

じゃ、事務局のほうで検討されるということでよろしいでしょうか。

今、コロナの話が出たので、ちょっと補足というか、私も余計なことを話すかもしれませんが、今先生がおっしゃったとおり、コロナで一旦回数、人数が減った中で、令和４年度あたりは回復してくるだろうというところなんですが、福祉の現場、特にボランティアとか住民活動という部分に関しては、完全に目算誤りというか、コロナがやめば帰ってくるだろうと思って取り組んでいたことが、実はコロナが明けても帰ってこないという現状が正直出ています。

ボランティアの皆さんも、活動する場がコロナでなくなってしまったけれども、施設がこれでもう一回、コロナ明けて受入れスタートしたら、皆さん戻ってくるだろうと思っていたものが戻ってこない。障害者なんかの集まる居場所みたいなものを、コロナで一旦駄目になってしまった、食事会なんかもそうですけれども、再開すればまた集まってくるだろうといっていた人たちが集まってこないという状況が正直あります。

よくよく考えていきますと、一番大きなのは、コロナの３年、４年でちょっと高齢化してしまったというか、今まで活動、外に出ていた人たちが、ちょっと元気がなくなってしまったということもそうなんですが、もう一つ大きなところで、障害者などは、なくても生活できたんだという、居場所がなくても生活できたんだとか、食事会がなくても生活できたんだということに、言い方は悪いですけれども、気づいてしまったみたいなところがありまして、コロナが明けたから元に戻そうでは戻ってこない。コロナが明けたから、今先生おっしゃったとおり、コロナが明けたなりの新しい取組というか、新しい考え方で取り組まないと、ちょっとこれ人数なり、人数が全てではないにしても、やっぱり多いにこしたことはない中でいうと、元の状態には決して戻らないというのが現場で見えてきたというのは少しありましたので、単純にコロナが明けたから戻るだろうでは、この後進まないだろうなというのは感じております。

○Ｃ委員　そうなんですよね。ありがとうございます。

なので、年度がちょっと前ですけれども、評価の仕方が数字だけで評価すると、今のところがどうしても、以前掲げた数字に達さないから、じゃ地域福祉、全然評価できないよねとなるんですけれども、やっぱり参加型評価ということを提示させていただいたときある、多角的にもう少し今の現状とかをしっかり評価のどこかに書いた上で、今後は、やはりアフターコロナで、人数というよりも現状に合わせた形で回数や場所をまた展開していくということを、やっぱり何かしらどこかに書いておかないと駄目かなというところは、Ａさんのお話、現場でのお話もちょっと踏まえたほうがいいなというのが正直。ありがとうございます。

○Ａ部会長　ありがとうございます。

すみません、じゃ事務局、よろしくお願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

Ｄ委員、お願いします。

○Ｄ委員　単純なことで申し訳ありませんが、５ページのところの権利擁護支援の推進のところの３番目の地域包括ケア推進というところで、高齢者の虐待相談というところがあるんですが、私、よく分かっていないのでお聞きしたいのですが、できる範囲でいいんですが、これは身体的な虐待とか、それから言葉による虐待とか、それから施設での虐待とか、個人のお家での虐待とか、あらゆる場面とかあらゆる想定の件数なんでしょうか。

○Ａ部会長　確認いたします。５ページですね、資料５ページの四角でいう上から３つ目の真ん中の欄ですね。ここに虐待相談の件数がありますが、この虐待というのはどういうものをカウントしているのかという質問ですけれども、いかがでしょうか。

○事務局　福祉推進課の山田です。

今委員のご指摘のとおり、身体的な虐待なり、メンタルとか虐待なり、様々なもろもろの虐待に関する相談、そのとおりだと思います。

以上でございます。

○Ｄ委員　もう一つ、すみません。地域によって大分。

○事務局　失礼しました。ちょっと訂正いたします。

権利擁護については成年後見等に係る相談でございまして、虐待については、今委員がおっしゃった身体的や精神的な虐待、様々な虐待の問題、それらの高齢者に関する相談でございます。

○Ｄ委員　追加で、地域によって大分違うというのは何かあるんでしょうか。地域差をすごく感じるんですが。

○事務局　すみません、福祉推進課の山田です。

きよはらに関しては、高齢化率が高いというところと、しみずに関しては、施設ができてから時間の経過が少ないという面で、件数が少ないということになっております。

以上です。

○Ａ部会長　よろしいですか。

先ほどＤ委員の虐待って、身体とか言葉の虐待とかということとか、施設とかという、そういうあれだったんですが、虐待って５種類に分かれていて、施設での虐待、個人のお家での虐待、いろいろあるんですけれども、虐待としての行為は５種類に分かれていて、今Ｄ委員の言った身体的虐待ですね、暴力を振るっちゃうとか。それから、心理的虐待というのが、言葉のことだったりというので、やはり虐待の一つになりますし、あと性的虐待とかも虐待のになりますね。あと経済的虐待、本来使える高齢者のお金を取っちゃったりとか、使えないようにしちゃったりとか、それから、ネグレクトといって放置してしまう、この５種類が虐待の５項目と言われていて、それがトータルでこれだけ相談があったということで、施設からの相談とか個人からの相談というのは、多分一緒になっちゃっているというふうに思います。

清原地域は高齢者が多い地域ですので、高齢者虐待という、高齢者の虐待に絞っていますので、多くなっているんじゃないかなと思います。よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○Ａ部会長　それでは、ご質問等ないようですので、ここでお諮りをしたいと思います。

「第６次東大和市地域福祉計画　令和４年度実施状況報告書（案）」につきまして、幾つか見直しはあるようですが、部会として、こちらの案をこの内容で全体会に報告させていただくということで、ご賛同いただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○Ａ部会長　ありがとうございます。

それでは、異議はないということで、こちらについて、２月の全体会で報告会で報告をさせていただきたいと思います。